

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に係る補助金交付の取扱い

令和4年10月11日
広島県健康福祉局ワクチン政策担当

1 事業内容

時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣する場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）に対し支援を行います。

※「集団接種会場」は自治体が開設する県内全市町の集団接種会場への派遣を対象とし、職域接種は含みません。

2 補助対象機関

時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した県内医療機関（診療所・病院）

※当該派遣を行った医療機関（派遣元）へ補助金を交付します。

3 対象期間

次の各期間における派遣が対象となります。

第1期間：令和3年4月1日（木）から令和3年12月4日（土）まで

第2期間：令和3年12月5日（日）から令和4年3月31日（木）まで

第3期間：令和4年4月1日（金）から令和4年8月6日（土）まで

第4期間：令和4年8月7日（日）から令和4年10月1日（土）まで

第5期間：令和4年10月2日（日）から令和4年12月31日（土）まで

第6期間：令和5年1月1日（日）から令和5年3月31日（金）まで

4 補助対象経費

集団接種会場に時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行った場合に、派遣に要する経費（医師、看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に影響を受ける職員の基本給や手当等）を、次の単価による所要額を上限として補助します。

- ・医師 1人1時間あたり7,550円（上限）
- ・看護師等 1人1時間あたり2,760円（上限）

※「看護師等」とは、ワクチン接種を行う看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士、臨床検査技師が対象となり、薬剤師や事務職員を含みません。

※単価は消費税込みです。

5 提出物

- (ア) 交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号）
- (イ) 補助金所要額調書兼医療従事者派遣実績報告書（様式第2-1号から様式第2-4号）
- (ウ) 口座振替依頼書（様式第3号）
- (エ) 振込先の通帳の写し（表紙と見開きのカタカナ記入の部分）等

※申請者と口座振替依頼書の口座名義人が異なる場合は、受領についての委任状を併せて提出してください。

6 申請受付期間

随時、受け付けます。

※各期間（第1期間～第6期間）をそれぞれ一括して作成し、派遣終了後、随時提出してください。

※各期間において、交付申請は1回ずつのみとなります。

7 申請期限

第1期間：令和3年12月24日（金）（消印有効）

第2期間：令和4年4月15日（金）（消印有効）

第3期間：令和4年8月31日（水）（消印有効）

第4期間：令和4年10月31日（月）（消印有効）

第5期間：令和5年1月27日（金）（消印有効）

第6期間：令和5年3月31日（金）（令和5年4月10日（月）必着）

8 提出先

〒730 - 8511 広島県広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局ワクチン政策担当（ワクチン企画グループ）

9 申請の流れ

①補助の対象となるか確認してください。

※医療機関が派遣手当等を負担していない場合は、対象となりません。

※医療機関に所属していない医師・看護師・准看護師・歯科医師等が派遣された場合、又は、医療従事者が個人として従事した場合は補助対象外です。

※他の補助金との重複経費は、補助対象経費から除外されます。

（派遣に要する経費について、市町から何らかの補助を受けた場合は、その部分は補助対象外となります。※要するに、二重交付はできません。）

②申請書類を作成し、広島県へ提出してください。

③広島県で申請内容を審査の上、適当と認めた場合には、交付決定兼実績額の確定通知を郵送します。

④審査を終えた日の属する月の翌月末までに、指定の口座にお振込みします。

